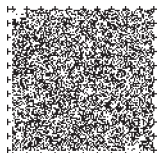
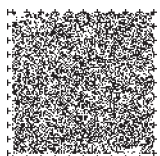


# 第 3 章





## 第 3 章 計画の基本的な考え方

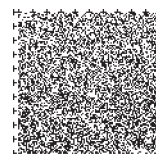
### 1 基本理念

#### (1)これまでの本市の取組みと国の動向等

本市は、昭和 56 年、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を契機に、昭和 56 年と翌 57 年の 2 ヶ年にわたり、国のモデル事業「障害者福祉都市推進事業」を実施し、ハード・ソフト両面において障害者福祉の推進に努めました。昭和 61 年度「大牟田市障害者長期行動計画」、平成 8 年度「大牟田市障害者長期行動計画」、平成 18 年度「大牟田市障害者計画」を策定し、この間、一貫して「ノーマライゼーション\*」の実現を目標として、「自立と共生」のまちづくりに向けた障害保健福祉施策を積極的に推進してきました。

一方、国においては、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、平成 25 年 9 月、障害者基本法\*に基づく新たな第 3 次障害者基本計画\*が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画\*の改定が進められています。

さらに、国の新計画の基本理念では、障害者基本法\*第 1 条に規定されるように、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会\*の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされております。また、その基本原則として、障害者基本法\*の第 3 条で地域社会における共生等、同 4 条で差別の禁止、同 5 条で国際的協調の 3 つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。



## (2) 基本理念と基本目標

本市が昭和 56 年から 34 年間にわたって実現を目指してきた「ノーマライゼーション\*社会」の意味は、高齢者も若年者も、障害のある人もない人も、すべての人が人間として普通（ノーマル）の生活を送り、共に生きる社会のことです。これは、障害者基本法\*第 1 条に規定される内容と同様の理念であり、国の計画の基本理念とも整合が取れたものであることから、これまでの基本理念の考え方を本計画において引き継ぎます。

一人ひとりが尊重され、  
ともに参加し、  
ともに暮らせるまち  
～ノーマライゼーション\*社会の実現～

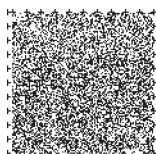
また、障害者基本法\*第 3 条（地域社会における共生等）及び同 4 条（差別の禁止）の規定にのっとり、以下の 2 つの基本目標を設定し、ノーマライゼーション\*社会の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

### ①みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

- ・障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できることを目指します。
- ・障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせることを目指します。
- ・障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、気持ちを伝えることができることを目指します。

### ②差別のない安心して暮らせるまち

- ・障害があるからという理由で障害のある人を差別しないことを目指します。
- ・社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障害者がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすための必要で理由のある対応を目指します。
- ・差別に関する必要な情報等についてのさらなる周知を目指します。



## 2 基本方針と施策体系

本計画の2つの基本目標を達成するために、9つの基本方針と、それに基づく主要施策により、ノーマライゼーション\*社会の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

### [基本方針]

#### 1 差別の解消及び権利擁護\*の推進

障害者差別解消法\*に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法\*に基づく障害者虐待の防止等の障害者の権利擁護\*のための取組みを推進します。

このことにより、すべての市民が障害があってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にするノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

#### 2 生活支援のための環境づくり

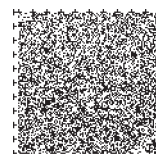
すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス\*等の支援の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

#### 3 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見に努めるとともに、障害者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション\*等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病\*に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。



#### 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

#### 5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労\*を希望する障害者にはできる限り一般就労\*できるように、一般就労\*が困難である障害者には就労継続支援 B 型事業所\*等での工賃\*の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

#### 6 生活環境の整備

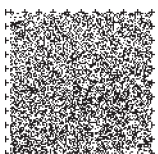
障害者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン\*化、バリアフリー\*化を促進します。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整ったノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

#### 7 コミュニケーションの支援

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、伝えたりすることができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。



## 8 安心・安全対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

## 9 行政サービス等における配慮

市職員等の障害者理解の促進を図るとともに、障害者とその権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行います。

このことにより、障害のある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができるノーマライゼーション\*社会の実現を目指します。

